

○厚生労働省告示第七十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法 平成二十一年厚生労働省告示第九十三号(第一項第五号)の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第百四十号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。
平成二十八年三月十六日 厚生労働大臣 塩崎恭久

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。
一 次に掲げる診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一 医科診療報酬点数表に規定する処置、手術又は放射線治療を受ける患者
イ J 0 0 7 | 2 硬膜外自家血注入
ロ J 1 1 8 | 4 歩行運動廻り置(ロボットストップによるもの)(1日につき)

二 キウ M K 8 6 5 | 2 腹腔鏡下仙骨腫固定術
二 別表二の薬剤等の欄に掲げる薬剤(当該薬剤等)ごとに同表の番号の欄に掲げる番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20)の診断群分類点数表の番号の欄に掲げる番号をいう。に係るものに限る。)を投与される患者
三 別表二の手術等の欄に掲げる手術等(当該手術等等)ごとに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20)の診断群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。に係るものに限る。)が入院日から五日以内に実施される患者
別表二及び別表二を次のように改める。

別表一

薬剤	番号
オクトレオチド酢酸塩（当該薬剤の添付文書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第52条の規定	

1	により医薬品に添付する文書をいう。以下同じ。)において記載された効能又は効果(平成23年11月25日に、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(以下「旧薬事法」という。)第14条第9項(旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2567から2569まで、2581から2583まで、2601及び2605
2	リツキシマブ(遺伝子組換え)(旧薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的な理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会(厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第11条に規定する薬事・食品衛生審議会をいう。)が平成25年1月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。)	3905
3	ストレプトゾシン(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成26年9月26日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	全ての番号
4	ペムラフェニブ(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成26年12月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	全ての番号
5	ソホスブルビル(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2880及び2885
6	カトリデカコグ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	全ての番号
7	タラボルフインナトリウム(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項(医薬品医療機器等法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2492から2495まで、2500から2502まで、2507から2509まで及び2512
8	ペグインターフェロンアルファー-2b(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	全ての番号
9	ボルテゾミブ(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3816から3820まで及び3829から3832まで
10	ニンテダニブエタンスルホン酸塩(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2178及び2179
11	パノビノスタット乳酸塩(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3842及び3848

12	レジパスビル アセトン付加物／ソホスプビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880及び2885
13	イピリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
14	アンチトロンビン ガンマ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3884から3886まで、3888、3902及び3903
15	ボセンタン水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3130、3131、3137及び3138
16	リバ一口キサバン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2458
17	スクロオキシ水酸化鉄（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3617
18	ルストロンボバグ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
19	パンデタニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3257、3264及び3266
20	オムビタスピル水和物／パリタプレビル水和物／リトナビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880及び2885
21	レベチラセタム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年7月4日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1767、1768及び1773
22	リュープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3221、3238、3239、3241、3242、3245、3248、3544、3545、3554及び3558
23	トラベクテジン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
24	インジウムペンテトレオチド(¹¹¹ I n)（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
25	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月17日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1956から1958まで、1967、1968、1977及び1978

別表二

	手術等		診断群分類番号
1	D 237	終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合	全ての診断群分類番号
2	D 237	終夜睡眠ポリグラフィー 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合	全ての診断群分類番号
3	D 237	終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び 2 以外の場合	全ての診断群分類番号
4	D 291—2	小児食物アレルギー負荷検査	全ての診断群分類番号
5	D 413	前立腺針生検法	全ての診断群分類番号
6	K 008	腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術	全ての診断群分類番号
7	K 093—2	関節鏡下手根管開放手術	全ての診断群分類番号
8	K 196—2	胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）	全ての診断群分類番号
9	K 282	水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 口 その他もの	全ての診断群分類番号
10	K 282	水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合	全ての診断群分類番号
11	K 474	乳腺腫瘍摘出術 1 長径 5 センチメートル未満	全ての診断群分類番号
12	K 616—4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	全ての診断群分類番号
13	K 617	下肢静脈瘤 手術 1 抜去切除術	全ての診断群分類番号
14	K 617	下肢静脈瘤 手術 2 硬化療法（一連として）	全ての診断群分類番号
15	K 617	下肢静脈瘤 手術 3 高位結紮術	全ての診断群分類番号
16	K 633	ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア	全ての診断群分類番号
17	K 634	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）	全ての診断群分類番号
18	K 721	内視鏡の大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径 2 センチメートル未満	全ての診断群分類番号
19	K 721	内視鏡の大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径 2 センチメートル以上	全ての診断群分類番号
20	K 743	痔核手術（脱肛を含む。） 2 硬化療法（四段階注射法によるもの）	全ての診断群分類番号
21	K 768	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術（一連につき）	全ての診断群分類番号
22	K 867	子宮頸部（腰部）切除術	全ての診断群分類番号
23	K 873	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	全ての診断群分類番号
24	M 001—2	ガンマナイフによる定位放射線治療	全ての診断群分類番号